

特殊な団体傷害保険

ケガ

本冊子は「特殊な団体傷害保険」の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。

必ず最後までお読みいただき、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約によってはお選びいただけない特約・払込方法等があります。

※本冊子をご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「特殊な団体傷害保険の約款」をご参照ください。

※約款の内容については、東京海上日動のホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkankyotsu.html) にてご参照いただけます。

[マークのご説明]

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1 特殊な団体傷害保険の商品の仕組み

契約概要

[基本となる補償・特約]

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約等は以下のとおりです。

※自動セットされる特約も含め、ご契約の特約は申込書等でご確認ください。

その他の特約は「特殊な団体傷害保険の約款」をご参照ください。

●基本となる補償

「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガを、特定の活動中や施設の管理下中等に限定して補償します。

行事(レクリエーション)参加者の傷害危険担保契約



施設入場者の傷害危険担保契約



シルバー人材センター団体傷害保険



PTA団体傷害保険



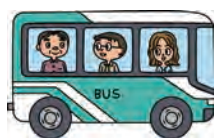
学校契約団体傷害保険



留守家庭児童団体傷害保険



交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約



老人クラブ団体傷害保険



●補償内容を追加する主な特約

往復途上傷害危険担保特約*1

住居との往復途上において被ったケガについても補償します。

特定感染症危険[後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金]担保特約*2

特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。

熱中症危険担保特約*3

熱中症(急激な日射または熱射による身体の障害)を補償します。

*1 [行事(レクリエーション)参加者の傷害危険担保契約][施設入場者の傷害危険担保契約]のみセット可能です。

*2 [学校契約団体傷害保険]のみセット可能です。なお、本特約は学校の管理下に限らず、24時間補償となります。

*3 [行事(レクリエーション)参加者の傷害危険担保契約][施設入場者の傷害危険担保契約][学校契約団体傷害保険]のみセット可能です。